

船橋市専用水道取扱要領

第1 趣旨

この要領は、水道法（昭和32年法律第177号、以下「法」という。）に規定する専用水道に関し、申請書等の諸様式及び運用上必要とされる指導事項を定め、その取扱いを明確にし、法の円滑な施行を図ることを目的とする。

第2 定義

1 専用水道

法第3条第6項で定義する専用水道とは、現に給水を行っているもののみならず水道施設の工事途中のもの及び布設工事完了後給水開始前のものを含むものであること。

2 給水人口

給水人口（居住に必要な水の供給を受ける者の数）は、常時居住する者の数をもって算定するものであること。

この場合において、定員制のあるものは定員によることとし、一般家庭を対象とするものは客観性のある統計に基づく平均世帯人員により算定するものであること。

3 一日最大給水量

これから設置されるものについては、水道施設設計指針により算定するものであること。

既設のものについては、過去1年間の実績により判断するものであること。

4 水道の数

導管等で接続され、かつ、施設が有機的に一体をなし専用水道として機能を発揮している場合は、全体を一の水道とするものであること。

なお、浄水受水施設（他の水道から供給を受ける浄水のみを水源とする施設）については、受水槽以下の施設において上記解釈を適用するものであること。

5 適用除外

他の水道から供給を受ける浄水のみを水源とし、100人を超える者に居住に必要な水を供給する施設又は一日最大給水量が20m³を超える施設であ

っても、次の(1)(2)の両方に該当する場合は、専用水道に該当しない。

- (1) 地中又は地表に施設されている口径 25 mm 以上の導管の全長が 1,500 m 以下のもの。
- (2) 受水槽の有効容量の合計が 100 m³ 以下のもの。

第3 届出等

1 確認申請

- (1) 法第33条第1項に定める確認申請は、専用水道布設工事確認申請書(別記第1号様式)によるものとする。
- (2) 既存の専用水道に、水道施設の新設、増設及び改造の工事を行う場合、法第32条により確認を受けるべき「布設工事の設計」とは、既存の専用水道と有機的に一体をなす水道施設として設置される予定の工事の設計をいうものであること。

ただし、法第33条第1項に定める申請書に添付すべき工事設計書及び書類とは、当該工事設計の確認を行ううえで必要とされる既存の専用水道に係るものを含むものであること。

- (3) 法第33条第5項に定める布設工事の設計に係る通知は、当該布設工事の設計が法第5条に定める施設基準に適合することを確認したときにあつては専用水道布設工事確認申請書(別記第2号様式)に、適合しないと認めたとときにあつては専用水道布設工事設計不適合通知書(別記第2号様式の2)に、申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときにあつては専用水道布設工事設計不確認通知書(別記第2号様式の3)によるものとする。

2 給水開始前の届出

法第13条第1項に定める給水開始前の届出は、専用水道給水開始届出書(別記第3号様式)によるものとする。

3 記載事項変更の届出

法第33条第3項に定める記載事項の変更に係る届出は専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書(別記第4号様式)によるものとする。

なお、4の(2)及び6の届出に係る設置者の住所及び氏名並びに水道事務所の所在地に変更のあった場合についても上記に準じ取り扱うものとする。

4 既設水道施設利用の専用水道の届出

- (1) 専用水道でない水道が、水道施設の工事を行うために専用水道となる場合は、当該工事がいかなる軽易なものであっても専用水道を新たに設置することとなるものであること。

したがって、法第32条により確認を受けるべき「布設工事の設計」とは、新たに付加する施設の設計のみならず既存の施設に係る設計を含むものであること。

- (2) 専用水道でない水道が、水道施設の工事を伴わず専用水道となった場合は、専用水道届出書(別記第5号様式)に次の書類を添付した届出を指導するものとする。

ア 専用水道となるまでの経過を記載した書類

イ 給水末端における水質検査の結果を記載した書類

ウ その他確認申請に準ずる書類

- (3) (2)の届出を受理した場合は、その内容を審査し、施設に不備が認められるときは適宜改善指導を行うものとする。

5 無確認工事の届出

法第32条に定める確認を受けずに布設工事が行われた場合は、当該布設工事を行ったものから始末書等を徴収し、4の(2)の取扱いに準じ、届出を指導するものとする。

6 設置者地位承継の届出

- (1) 譲渡等により専用水道の設置者の地位が承継された場合は、新たに設置者となった者に速やかに専用水道承継届出書(別記第6号様式)による届出を指導するものとする。

- (2) 自治会等の団体が承継する場合は、管理規約の作成等管理体制の整備を指導するものとする。

- (3) 承継の対象となる専用水道の設置者の地位は、法第32条に定める確認を受けかつ、当該確認に係る水道施設の工事に着手した者の地位を含むものであること。

したがって、単に確認を受けただけの者の地位は承継できないものであること。

7 布設工事着手延期の届出

- (1) 法第32条に定める確認を受けた設計に係る布設工事の着手が予定日より長期に延期する場合は、専用水道布設工事延期届出書(別記第7号様式)による届出を指導するものとする。
- (2) 専用水道布設工事延期届出書が未提出で、会社倒産等により申請者が存在せず、かつ長期間工事未着手であることを調査確認した場合は、台帳上廃止として取扱うものとする。

8 設置中止の届出

法第32条に定める確認を受けた設計に係る布設工事が着手されなかった場合において、当該確認の申請者が当該専用水道とする意思を放棄したときは、専用水道布設工事中止届出書(別記第8号様式)による届出を指導し、廃止として取扱うものとする。

9 廃止の届出

- (1) 専用水道が給水人数の減少、施設の規模の縮小又は消滅等により専用水道でなくなった場合は、専用水道廃止届出書(別記第9号様式)による届出を指導するものとする。

なお、給水人数の減少により、専用水道でなくなる場合は適正規模への施設縮小、給水方法の変更等を指導するものとする。

- (2) 法第32条に定める確認を受けた設計に係る布設工事が着手されたが、当該確認の申請者が工事を中止し、当該専用水道とする意思を放棄したときは、専用水道廃止届出書による届出を指導するものとする。

なお、工事の完了予定年月日を過ぎても給水開始前の届出がない場合は、現地調査を行い、適宜指導するものとする。

10 水道業務委託の届出

水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を、設置者が水道管理業務受託者に委託する場合、水道法第24条の3第2項の規定により水道業務委託届出書(別記第12号様式)による届出を指導する。また、委託契約が失効する場合、水道業務委託失効届出書(別記第13号様式)による届出を指導する。

11 浄水受水専用水道

浄水受水専用水道（他の水道から供給を受ける水のみを水源とする専用水道）については、次により取り扱うものとする。

- (1) 法第33条第4項第3号に定める「水源の水量の概算及び水質試験の結果」については、記載を要しないものであること。

この場合においては、工事設計書に当該浄水受水専用水道に浄水を供給する水道事業等の名称の記載を指導するものとする。

- (2) 再塩素消毒設備については、次によること。

ア 給水栓における水が残留塩素を規定どおり保持しないことが予想される施設については、布設工事時点での設置を指導するものとする。

イ その他の施設については、給水開始後の実績により必要性を判断し指導する。

第4 維持管理

船橋市保健所長は専用水道の管理について、水道法施行規則（以下「規則」という。）第17条に定める衛生上必要な措置のほか、次項を指導するものとする。

1 管理体制の整備

- (1) 図面等の整備

維持管理を行っていくうえで必要な配管系統図等主要施設の図面、書類、工具及び検査機器等を整備保管すること。

- (2) 記録の保存

施設の点検、清掃、修理及び従事者の健康診断並びに水質検査を行った場合は、その記録を作成し保存すること。

なお、その保存期間は次によること。

(3)	給水開始前の水質検査及び施設検査の記録	5年	連絡通報体制 通常から水道施設や水源
	定期及び臨時の水質検査の結果		
	定期及び臨時の健康診断の結果	1年	
	施設の点検、清掃、修理等の実施記録		

の監視を行い、水源又は施設の異常を発見した時は直ちに適切な対策が講じられるよう連絡通報体制を整備すること。

2 衛生管理

(1) 立入禁止措置

水源及び各施設の周囲にみだりに人等が立ち入ることのないよう立札掲示、柵の設置及び施錠等の措置を講じること。

(2) 汚染の防止

汚水の流入や逆流、漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めること。

(3) 残留塩素の保持

給水末端における遊離残留塩素濃度は常に 0.1 mg/L （結合残留塩素濃度の場合は 0.4 mg/L ）以上保持するよう消毒設備の調整を行うとともに、消毒薬の予備を備えること。

3 施設管理

(1) 定期点検

水道施設各部（沈砂、貯水、ろ過、消毒設備等の各施設）について定期的に点検を行い、清潔の保持及び異常の早期発見に努めること。

(2) 水槽等の定期的清掃

各種水槽は1年に1回以上定期的に清掃するほか、水あかや沈積物が多い等必要がある場合は臨時の清掃を行うこと。

また、清掃を行う者は、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けた者を活用すること。

4 水質管理

(1) 一般的事項

専用水道設置者は、水道技術管理者の関与の下、規則第54条で準用する、第15条第1項第3号及び第4号により、定期の水質検査の事項及び回数等の実施計画を同条第6項で規定する水質検査計画として定め、この計画に基づき検査を実施すること。

(2) 毎日の水質検査

色及び濁り並びに残留塩素について、1日1回以上検査を行うこと。

(3) 定期の水質検査

ア おおむね1か月に1回以上行う検査

(ア) おおむね 1 か月に 1 回以上検査を行わなければならない事項は、水質基準に関する省令の表中 1 の項、2 の項、38 の項、46 の項から 51 の項までの事項である。

(イ) これらの事項については、検査を省略することはできないものであること。

(ウ) 水質基準に関する省令の表中 42 の項、43 の項の事項については、水源における当該物質を産出する藻類の発生状況から検査を実施する必要がないことが明らかであると認められる時期を除き、1 か月に 1 回以上検査を行うこと。

イ おおむね 3 か月に 1 回以上行う検査

おおむね 3 か月に 1 回以上検査を行わなければならない事項は、水質基準に関する省令の表中 1 の項、2 の項、38 の項、42 の項、43 の項、46 の項から 51 の項までの事項以外の事項である。

このうち、水質基準に関する省令の表中 10 の項、21 の項から 31 の項までの事項については、検査の回数を減じ又は検査を省略することはできないものであること。

ウ 検査の回数を減じ又は検査を省略できる事項

(ア) おおむね 1 か月に 1 回以上検査を行わなければならない事項のうち、水質基準に関する省令の表中 38 の項、46 の項から 51 の項までの事項については、自動測定装置及び日常点検等により監視並びに測定及び記録がされている場合は、おおむね 3 か月に 1 回以上まで検査の回数を減じることができること。

(イ) おおむね 3 か月に 1 回以上検査を行わなければならない事項のうち、水質基準に関する省令の表中 10 の項、21 の項から 31 の項までの事項以外の事項については、過去 3 年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法が変更されず、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認める場合において、過去 3 年間の検査結果の最大値が、基準値の 5 分の 1 以下であるときはおおむね 1 年に 1 回以上、10 分の 1 以下であるときはおおむね 3 年に 1 回以上まで検査の回数を減じることができるこ

と。

(ウ) 水質基準に関する省令の表中 1 の項、2 の項、9 の項から 1 1 の項、2 1 の項から 2 5 の項まで、2 7 の項から 3 1 の項まで、3 8 の項、4 6 の項から 5 1 の項までの事項以外の事項については、過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況等から検査を省略できること。

(エ) 検査の省略を行った場合であっても、おおむね 3 年に 1 回程度は、省略した項目について水質検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認すること。

(4) 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に定期の検査項目に準じて実施すること。

なお、臨時の水質検査を行った事項は、定期の水質検査に代えることができる。

ア 水源の水質が著しく悪化したとき

イ 水源に異常があったとき

ウ 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき

エ 浄水工程に異常があったとき

オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき

カ その他必要のあるとき

(5) 原水の水質検査

ア 水質基準に係る水質検査

すべての専用水道の原水で、水質基準に関する省令の表中 2 1 の項から 3 1 の項まで及び 4 8 の項の事項以外の事項について、水質が最も悪化していると考えられる時期に 1 年に 1 回以上検査を行うこと。

ただし、浄水受水専用水道並びに井戸等の自家用水源（一部及び全部）を水源とする専用水道であって、その浄水方法が消毒のみで対応できる施設については、必要に応じ項目を選定して検査を行うこと。

イ 耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア、（以下、クリプトスポリジウム等という。））に係る水質検査

クリプトスポリジウム等に係る水質検査については、次のとおり行うこと。また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日付け健水発第0330005号）を参考のこと。

（ア）浄水受水専用水道及び高度な浄水設備を設置した専用水道の原水の水質検査

水質基準に関する省令の表中1の項及び2の項について、1年に1回以上検査を行い、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかを確認すること。

（イ）上記以外の専用水道の原水の水質検査

水質基準に関する省令の表中1の項及び2の項について、1年に1回以上検査を行い、その結果により次の検査等を行うこと。

（a）深井戸を水源とする専用水道であって、原水から水質基準に関する省令の表中1の項及び2の項が検出されない場合

上記の水質検査をもってクリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかを確認すること。

（b）深井戸を水源とする専用水道であって、原水から水質基準に関する省令の表中1の項又は2の項が検出された場合

検出された原因を探り、改善するとともに、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある場合には、クリプトスポリジウム等の検査を行うこと。

（c）地表水等の混入のおそれのある地下水等を水源とする専用水道であって、原水から水質基準に関する省令の表中1の項又は2の項が検出された場合

指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）について、3ヶ月に1回以上検査を実施して監視を行い、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある場合には、クリプトスポリジウム等の検査を行うこと。

(6) 水質検査計画

毎事業年度の開始前に、以下の内容について水質検査計画を策定するこ

と。

ア 水質管理において留意すべき事項のうち、水質検査計画に関するもの
イ 定期の水質検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査
の回数及びその理由

ウ 検査を省略する項目については、当該項目及びその理由

エ 臨時の水質検査に関する事項

オ 原水の水質検査に関する事項

カ 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該
委託の内容

キ その他水質検査の実施に際し、配慮すべき事項

(7) 水質検査の委託

水質検査を委託して実施する場合は、地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下「水質検査機関」）に委託すること。委託する水質検査機関を選定する際には、試料の採取地点から検査施設への試料の運搬手段や運搬経路にも着目し、試料の運搬が速やかに実施できることを確認すること。また、委託する場合は規則第15条第8項各号により行い、書面により直接契約を締結すること。

なお、委託契約書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 「採取又は運搬の方法」には、採取日程、採取地点、試料容器、採取方法、運搬主体及び運搬方法を含めること。

イ 「水質検査の結果の根拠となる資料」には、分析日時及び分析を実施した検査員の氏名を示した資料、検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書を含めること。

ウ 臨時検査の委託契約を定期検査の委託契約と別途締結する場合、定期検査の委託契約において、臨時検査の委託検査は別の契約に基づき委託することを明記すること。

エ 設置者は委託する水質検査業務の内容を契約において明らかにし、検査価格を積算した上で水質検査業務を発注すること。

5 薬品の管理

(1) 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」

等の関係法令・基準を遵守し、保安用具・設備を整備すること。

- (2) 次亜塩素酸ナトリウム溶液、その他浄水処理に使用する薬品については、その使用方法を適正に行うとともに、薬品の安全管理には万全を期すこと。

6 健康診断

(1) 定期の健康診断

沈砂槽、貯水槽又は圧力水槽等で直接水を操作する業務従事者及び構内居住者は、おおむね6か月毎に、病原体がし尿に排泄される感染症の有無についての健康診断を行うこと。

(2) 臨時の健康診断

検診対象者に病原体がし尿に排泄される感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、その感染症について臨時の健康診断を行うこと。

第5 報告の徴収

法第13条第1項に定める給水開始届出及び本要領第3の4の(2)の専用水道届出を行った専用水道施設にあつては、水道水質の状況を把握するまでの当面の間は水質検査結果について、次により報告を徴収するものとする。

なお、既存の専用水道施設にあつても、水道水質の状況を把握していないと判断した場合は、上記と同様に取り扱うものとする。

検査の種類	報告の期限	報告様式
毎日の水質検査	翌月の15日まで	水質検査月報 (別記様式第10号)
定期の水質検査		
臨時の水質検査 原水の水質検査	結果判明後	検査成績書の写し

第6 立入検査及び行政措置

立入検査及び行政措置については、船橋市水道施設立入検査実施要領に基づき取り扱うものとする。

第7 台帳の作成及び保管

1 専用水道台帳(別記第11号様式)は、保健所において作成し、各届出事項及び指導事項等を記入するものとする。

2 廃止台帳は永年保存するものとする。

第8 専用水道における一日最大給水量の算定法

1 算定対象とする水量

① 飲用

② 炊事用

③ 厨房用・・・医療施設、飲食店(持ち帰りのみは除く。)、学校、工場等
(注1)

④ 洗面・手洗い用

⑤ 浴用・浴場用・・・医療施設、ホテル、旅館等(公衆浴場法許可施設は除く。)(注2)

2 算定対象外とする水量

① 営農用、散水用、清掃用

② 空調用、消防用

③ 事業用・・・工場(製造工程用)、飲食店(持ち帰りのみ)等

④ 浴場用・・・公衆浴場法許可施設(注3)

⑤ プール用・・・学校、営業用等のプール(注3)

3 算定理由

(注1) 直接、その場(施設)で消費する場合は、生活の延長と解し、算定対象とする。

(注2) 入院、宿泊等を伴う場合は、生活の延長と解し、算定対象とする。

(注3) 公衆浴場法許可施設及び学校、営業用等のプールは、付帯設備も含め、算定対象外とする。

4 算定方法

① 設計上の必要水量を一日最大給水量とする。

② 設計上の算定水量がない場合、取水量や受水量等から算定した水量を一日最大給水量とする。

③ ②の場合において、取水量や給水量が全部又は一部が不明な場合、不明な部分については実測するほか、実績使用者数、一日平均使用時間、単位

給水量等を建築用途別に応じて適切に設定することで一日最大給水量を算定する。

④ 実測値があり、季節や曜日により変動が激しい場合は、「各月の平均値の中での最大値」を一日最大給水量とする。

⑤ 算定水量の根拠（実測値、計算式等）がない場合は、全て算定対象とする。

附 則

この要領は平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成16年12月1日から適用する。

附 則

この要領は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成22年11月16日から適用する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成25年2月13日から適用する。

附 則

この要領は平成26年4月13日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

専用水道布設工事確認申請書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務〕所
の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道布設工事の確認を受けたいので、水道法第33条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 専用水道の名称及び所在地

名称

所在地

2 水道事務所の所在地

3 工事の種別

(1) 専用水道の新たな布設工事
(2) 既設専用水道に係る布設工事 既設専用水道の確認番号・年月日 (既設専用水道届出年月日)

第 2 号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市保健所長 ㊟

専用水道布設工事設計適合通知書

水道法第 33 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで申請のあった
下記専用水道の布設工事の設計については、同法第 5 条の規定による施設基準
に適合するものであることを確認したので、同法第 33 条第 5 項の規定により
通知します。

記

1 専用水道の名称及び所在地

名 称

所在地

注) 工事着手が予定日より長期に延期される場合は、「専用水道工事布設工事
延期届出書」を必ず提出すること。

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市
長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合
には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを
知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

船橋市保健所長 ㊟

専用水道布設工事設計不適合通知書

水道法第 3 3 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで申請のあった
下記専用水道の布設工事の設計については、下記の事項について同法第 5 条の
規定による施設基準に適合しないので、同法第 3 3 条第 5 項の規定により通知
します。

記

1 専用水道の名称及び所在地

名 称

所在地

2 適合しない事項

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算し
て 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となり
ます。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取
消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から
起算して 6 月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

船橋市保健所長 ㊟

専用水道布設工事設計不確認通知書

水道法第 3 3 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで申請のあった
下記専用水道の布設工事の設計については、下記の事項について同法第 5 条の
規定による施設基準に適合するかしないかを判断することができないので、同
法第 3 3 条第 5 項の規定により通知します。

記

1 専用水道の名称及び所在地

名 称

所在地

2 判断することができない事項

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算し
て 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となり
ます。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取
消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から
起算して 6 月以内に提起することができます。

第3号様式

専用水道給水開始届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

給水を開始したいので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認番号・年月日 指令第 号
年 月 日
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 給水開始予定年月日
- 5 水道技術管理者氏名

添付書類

- 1 水質検査の記録の写し
- 2 施設検査の記録の写し

第4号様式

専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

確認申請書の記載事項に変更があつたので、水道法第33条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 確認番号・年月日

指令第

号

年

月

日

2 施設の名称

3 施設の所在地

4 変更年月日

5 変更事項

新：

旧：

第5号様式

専用水道届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

私の設置している水道施設が、水道法第3条第6項に規定する専用水道に該当することとなったので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 水道事務所の所在地
- 2 布設年月日
- 3 専用水道となった年月
- 4 技術管理者名

添付書類

- 1 専用水道となるまでの経過を記載した書類
- 2 給水末端における水質検査の結果を記載した書類
- 3 確認申請に準ずる書類

第6号様式

専用水道承継届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

専用水道の設置者の地位を承継したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認番号・年月日 指令第 号
(専用水道届出年月日) 年 月 日
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 承継の年月日
- 5 旧設置者の住所・氏名
- 6 承継の理由

第7号様式

専用水道布設工事延期届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

専用水道布設工事の着手を延期したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認番号・年月日 指令第 号
年 月 日
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 工事延期期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 工事延期の理由

第8号様式

専用水道布設工事中止届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

専用水道の布設工事を中止したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認番号・年月日 指令第 号
年 月 日
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 工事中止年月日
- 5 工事中止の理由

第9号様式

専用水道廃止届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

専用水道を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認番号・年月日 指令第 号 年 月 日
(専用水道届出年月日)
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 廃止年月日
- 5 廃止の理由

第 1 0 号様式

施設番号	
------	--

年 月 日

船橋市保健所長 あて

年 月に検査した結果を次のとおり報告します。

施設名

管理責任者

水質検査月報

日付	採取時間	色	濁り	残留塩素濃度 mg / L	採取場所	摘要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

(第11号様式)

専用水道台帳

整理番号	
------	--

設置者の住所・氏名	(TEL)		
施設名称			
水道事務所の所在地	(TEL)		
給水地域			
連絡者の住所・氏名	(TEL)		
確認番号		確認年月日	
給水開始年月日		専用水道届出年月日	
技術管理者の氏名	所属		
	TEL		
計画時給水人口	人	一日最大給水量	m ³
現在給水人口	人	一日平均給水量	m ³
原水の種別			
取水地点			
水源水量の概算			
浄水方法			
水質検査機関名			
居住有無			
他法令に基づく許可等			
水道施設の概要	(給水フロー)		
備考	(特記事項等)		

届出・行政処分等の記録

年 月 日	記事

第12号様式

水道業務委託届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

水道業務を下記のとおり委託するので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

記

1 確認番号・年月日 指令第 号 年 月 日
(専用水道届出年月日)

2 施設の名称

3 施設の所在地

4 水道管理業務受託者の住所及び氏名

5 受託水道業務技術管理者の氏名

6 委託した業務の範囲

7 契約期間

第13号様式

水道業務委託失効届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

水道業務について下記のとおり委託が失効するので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

記

1 確認番号・年月日 指令第 号 年 月 日
(専用水道届出年月日)

2 施設の名称

3 施設の所在地

4 水道管理業務受託者の住所及び氏名

5 受託水道業務技術管理者の氏名

6 委託した業務の範囲

7 契約期間

8 理由